東村山市立北山小学校　学校いじめ防止基本方針

令和７年４月

１　基本的な考え方

いじめは人として絶対に許されない行為です。いじめを受けた児童の心には、永く深い傷が残ります。本校は、「いじめはどの学年、どの学級にも起こり得る」という認識の下に、日常的に未然防止に取り組みます。

いじめを把握した場合には、児童の状況を確実に把握した上で、学校と家庭が連携し、速やかに解決を図ります。とりわけ、児童の尊い命が失われることは決してあってはならないことであるため、早期発見・早期対応を基本とした取組を講じていきます。

＜北山小学校・いじめ防止等の対策を推進する４つの視点＞

◇軽微ないじめも見逃さない　《教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知》
◇学校・家庭が連携し、根本的な解決を図る　《学校いじめ対策委員会を核とした組織的対応、保護者との協力》
◇相談しやすい環境の中で、いじめから児童を守り通す　《学校教育相談体制の充実》
◇児童自身が、いじめについて考え行動できるようにする　《いじめに対して、主体的に行動しようとする態度の育成》

２　いじめの未然防止、早期発見、早期対応

いじめはどの学年、どの学級でも起こり得るとの認識で、子供も大人も、いじめは絶対に許されない行為であることを十分認識し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を推進します。

・いじめ防止対策推進法、東村山市いじめ防止等のための基本的な方針に基づき、いじめは人として絶対に許されない行為であり、全ての児童に「いじめは絶対にしてはならない」と指導します。
・特別の教科 道徳や学級活動を中心に、いじめ問題や人権意識の向上を図る授業を実施するなど、全教育活動を通して児童の人権意識とともに、いじめに関する意識の向上を図ります。
・いじめに関する調査（心のアンケート）を、東京都ふれあい月間（６月、１１月）、東村山市いのちとこころの教育週間（２月）に合わせて実施し、いじめの早期発見、早期対応を図ります。

３　教職員の指導力の向上と組織的対応

児童の健全育成を図るため、学校一丸となって取り組みます。教職員の研修とともに、地域や家庭、関係諸機関と連携して児童の安心と安全を守ります。

・いじめに適切に対応できるよう、教職員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高めます。
・学校全体による組織的な対応を行うとともに保護者へ協力を仰ぎ、根本的な解決を図ります。
・いじめ問題により欠席が続いた場合はＩＣＴ機器を活用して児童のフォローを実施します。
・複雑化、多様化するいじめ問題に対応できるよう、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組みます。

４　いじめ防止に関する本校の組織体制

（１）「学校いじめ対策委員会」について

①「学校いじめ対策委員会」の構成

定例 （月１回）	・全教職員、スクールカウンセラー
臨時 （事案発生時）	・校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、特別支援コーディネータ、養護教諭、特別支援教室担任、いじめ事案発生学年の学年主任と担任等 ・その他校長が必要と認める人員（教職員、スクールカウンセラー、保護者の会や学校運営協議会等）

②「学校いじめ対策委員会」の校内組織等の位置付け

・特別委員会として位置付け、定例（月１回）、臨時（事案発生時）として設定します。

・加えて、生活指導タイム（毎週夕会時）を児童の状況を情報共有できる場として設定します。

③「学校いじめ対策委員会」の主な取組内容

月	取組内容	定例いじめ対策委員会	教職員いじめ研修
４月	・保護者会でのいじめ防止啓発 ・生活指導タイム（毎週夕会時）	○	○
５月	・スクールカウンセラーによる面談、対応（第５学年全児童） ・生活指導全体会①② ・生活指導タイム（毎週夕会時）	○	○
６月	・ふれあい月間、心のアンケート実施（全児童）、担任による二者面談等の実施 ・いじめ問題や人権意識の向上を図る授業（特別の教科　道徳） ・生活指導タイム（毎週夕会時）	○	
７月	・生活指導タイム（毎週夕会時）	○	
８、９月	・生活指導タイム（毎週夕会時）	○	
１０月	・生活指導タイム（毎週夕会時）	○	
１１月	・ふれあい月間、心のアンケート実施（全児童）、担任による二者面談等の実施 ・いじめ問題や人権意識の向上を図る授業（特別の教科　道徳） ・生活指導タイム（毎週夕会時）	○	
１２月	・生活指導タイム（毎週夕会時）	○	
１月	・生活指導タイム（毎週夕会時）	○	
２月	・いのちとこころの教育週間（集会、授業、人権関係の本の読み聞かせ） ・ふれあい月間、心のアンケート実施（全児童）、担任による二者面談等の実施 ・いじめ問題や人権意識の向上を図る授業（特別の教科　道徳） ・生活指導タイム（毎週夕会時） ・生活指導全体会③	○	○
３月	・生活指導タイム（毎週夕会時） ・次年度への引継ぎ ・学校いじめ防止基本方針の改訂	○	

（２）「学校サポートチーム」について

①「学校サポートチーム」の構成

・校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、特別支援コーディネータ、特別支援教室主任、当該学級担任、その他校長が必要と認める教員、スクールカウンセラー、保護者の会代表、学校運営協議会委員、民生児童委員、スクールサポーター、その他学校長が必要と認めた者等

②「学校サポートチーム」の主な取組内容

・いじめが発生した場合、校内での対応に加え、問題が校内に留まらずに校外へ波及することが懸念される場合に校長が招集する。該当児童とその保護者だけでなく、その他の保護者や地域への対応を検討し実施する。

・必要に応じて構成員を考慮する。

５　４つの段階に応じた具体的な取組

児童が安心して学校生活を送れるよう、４つの段階（未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応）に応じた具体的な取組を組織的に実施します。児童をいじめから守り通し、いじめの解決に向けた行動を促します。学校だけで抱え込まず、保護者と連携して実施します。

（１）未然に防ぐために

①教職員の研修等

・東京都教育委員会及び東村山市教育委員会による研修会、東村山市教育委員会による定例訪問、各種委員会、連絡会等における研修を受け校内でも研修内容を確実に伝達していきます。

・いじめに関する教職員の校内研修を年間３回実施します。

・学校だより、保護者会等で、保護者や地域のいじめに対する意識の向上を図ります。

・学校運営協議会、民生委員と連携し、多角的に子供や地域の理解に努めます。

②学校生活の中での取組

・児童の「規範意識の醸成」を考え、年間を通して児童の健全育成に取り組んでいきます。

・各学級で必要に応じてソーシャルスキルトレーニング等を実施し、相互理解を深めるコミュニケーション能力を育みます。

・異学年交流活動を実施し、自己の役割を意識させ、協力したり協調したりする活動を通して人とよりよく関わる力を育てます。

・道徳の授業の充実を図るとともに、各教科の授業においても、自己肯定感を高め、自他ともに大切にしようとする態度を育みます。

（２）早期に発見するために

・児童の様子について、担任、専科、けやき教室、SC との連携を密にし、状況把握に努めます。

・出欠席の確認や健康観察だけでなく、授業中、休み時間、給食時間等を活用して児童の状況を適切に把握します。

・毎週火曜日の生活指導朝会や生活指導全体会で、いじめ、もしくはいじめの疑いがある事案は全教職員が迅速に共有し、その解決に組織的に取り組んでいきます。

・年３回（６月、１１月、２月）にいじめの調査を実施し、どんな小さなことでも、訴えがあったすべての児童に担任が面接を実施します。

・５年生を対象に、スクールカウンセラーによる個別面談を実施し、いじめ問題のみならず、児童の「悩み」や「困り感」に対応していきます。

・スクールカウンセラーによる、意図的・計画的な授業観察を実施し、的確な状況判断ができるようにします。

（３）早期に対応するために

＜いじめ事案、いじめの疑いのある事案を確認したら、速やかに対応します＞

① 初期対応の取組

・児童や保護者からの相談があった場合、管理職、生活指導主任、学校いじめ対策委員会に報告するとともに、事実の有無を速やかに確認し、迅速に対応します。

②被害児童への取組

・被害児童の気持ちをくみ取り、心の安定が図れるようにします。また、安心して学校生活が送れるように、学校全体で心に寄り添った指導・支援を行う等の配慮を講じます。

③加害児童への取組

・加害児童へは、いじめは決して許されることではないことを徹底して指導をします。また、いじめを行ってしまった心の内を察し、その心に寄り添った指導を継続的に行います。場合によっては、相談室等の別室において個別指導を行う等、早期解決、早期解消に向けた指導を行います。

④周囲の児童への取組

・学級での指導、道徳の時間、学年集会等を実施し、いじめをしない・させないことを繰り返し指導します。いじめを発見した場合は、見て見ぬふりをせず、周りの大人に知らせるよう指導します。

⑤その他（学校サポートチームとの連携、教育委員会・関係機関との連携、保護者・地域との連携等）

・事実確認の後、保護者に迅速に連絡・報告を行い、根本的な解決への協力をお願いします。

・いじめの根本的な解決を図るため、必要に応じて保護者同士の話し合いの場を設定します。

・事後、いじめが解消したかどうかについては、少なくとも３か月経過後、児童、保護者双方に必ず確認をし、学校として判断します。また、解消を保護者に伝えます。

（４）重大事態発生時

・東村山市教育委員会への報告と連携を行うとともに、必要に応じて東村山警察への相談や通報、児童相談所、その他関係機関等との連携を行います。

・被害児童に対しては、緊急避難措置について検討・実施し、複数の教員による当該児童の保護や情報共有の徹底を図ります。また、加害児童やその保護者も含めた指導・支援を検討し、実施します。

６　校内における研修体制

・東京都教育委員会及び東村山市教育委員会による研修会、東村山市教育委員会による定例訪問、各種委員会、連絡会等における研修を受け、校内でも研修内容を共有していきます。

・いじめに関する教職員の校内研修を年間３回実施します。

・生活指導朝会、職員会議等で「いじめ防止教育プログラム」（東京都教育委員会）等を活用した研修を短時間でも回数を重ねて実施します。

７　検証と改善

・いじめ防止に関する取組を学校評価項目として設定し、年２回、取組を検証し、反省をもとに次年度の改善に生かします。

・学校いじめ対策委員会を中心に１年間の振り返りをし、来年度の基本方針を策定します。